

三重県電子納品チェッカーにおいて受発注者間協議が必要となる事象について

三重県 CALS 電子納品運用マニュアル「令和元年 7 月」(以下、「マニュアル」という。) **第 4 章電子納品の確認** (P24) では電子納品の確認手順を記載しており、受注者側のチェックは、ホームページからダウンロードできる「三重県電子納品チェッカー」(以下、「チェッカー」という。) を使用することとしています。その際にマニュアルに基づき正しく作成された成果品が「**協議**」、「**エラー**」として検出される事象が発見されましたので、チェッカーを改修するまでの間、暫定的に下記の対応をしていただきますようお願いいたします。

記

- ① マニュアル P23、2)業務委託の電子納品で「(1)測量成果の電子納品要領にて納品される電子データのうち、原則、図面は CAD データとし、DRAWING フォルダに格納する。」と記載していますが、国土交通省「測量成果電子納品要領」(平成 30 年 3 月)付 4-3 のレイヤ名(例: S-SUV-TTL、S-SUV-CELN 等)を使用した図面を DRAWING フォルダに格納した場合、チェッカーによる基準チェックで「レイヤ名称が基準外」となり、「**協議**」と判定されます。この「**協議**」は、チェッカーの不具合によるものであるため、受発注者間で修正の対象としないことを協議してください。
- ② マニュアル P21、3)図面管理項目 (DRAWING.XML) の場所情報入力で「基準点情報平面直角系番号が任意座標の場合は (99)」と記載していますが、基準点情報平面直角系番号に (99) と入力した場合、チェッカーによる基準チェックで「数値が座標系範囲 (01~19) ではありません。」となり、「**エラー**」と判定されます。この「**エラー**」は、チェッカーの不具合によるものであるため、受発注者間で DRAWING.XML の修正は不要とすることを協議してください。
- ③ 国土交通省「工事完成図書の電子納品等要領【電気通信設備編】」(平成 28 年 3 月) P19 では、設備図書オリジナルファイル名の文字数は、拡張子を含めて 13 文字を使用できることとなっており、また、国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」(平成 30 年 3 月) P32 では設備図書オリジナルファイル命名にも 4 文字のファイル名そのままの格納ができると記載されています。しかし、「FACILITY」(設備図書)フォルダへ「.XLSX」拡張子を格納した場合、チェッカーによる基準チェックで「ファイル名が 8.3 形式ではありません(実際のファイル)。」となり、「**エラー**」と判定されます。この「**エラー**」は、チェッカーの不具合によるものであるため、受発注者間で「.XLSX」拡張子の修正は不要とすることを協議してください。